

I 介護保険制度改正関係

1. 制度改革に伴い都道府県・市町村において準備が必要な事項
 - (1) 保険者事務等の主要な変更点について

介護保険制度の改正による市町村・都道府県の役割について

○ 現行制度

主な市町村事務

1. 保険者の資格管理に関する事務
 - (1) 被保険者の資格管理
 - (2) 住所地特例の管理

2. 保険料徴収に関する事務
 - (1) 特別徴収(年金からの天引き)

 - (2) 普通徴収

 - (3) 保険料の賦課、段階区分

3. 要介護認定・要支援認定に関する事務
 - (1) 要介護認定・要支援認定事務

 - (2) 介護認定審査会の設置



○ 制度見直し後

主な市町村事務

1. 保険者の資格管理に関する事務
 - (1) 被保険者の資格管理
 - (2) 住所地特例の管理
 - 介護専用型特定施設(入居定員が30人以上であるもの)、養護老人ホームに入居等している者の追加

2. 保険料徴収に関する事務
 - (1) 特別徴収(年金からの天引き)
 - 遺族・障害年金を特別徴収の対象に追加
 - 特別徴収の開始時期の複数化(普通徴収からより迅速に特別徴収に移行)
 - (2) 普通徴収
 - 収納の私人(コンビニ等)委託を可能とする
 - 生活保護の実施機関が被保護者に代わり保険料を直接、市町村へ納付できることとする
 - (3) 保険料の賦課、段階区分
 - 現行第二段階の細分化

3. 要介護認定・要支援認定に関する事務
 - (1) 要介護認定・要支援認定事務
 - 新規の認定調査は原則市町村が実施(市町村事務受託法人に委託も可能)
 - ※ 市町村における体制等を踏まえ経過措置を置く
 - (2) 介護認定審査会の設置

主な市町村事務（続）

4. 保険給付に関する事務

(1) 現物給付の審査・支払（国保連に委託）

(2) 市町村特別給付

5. 事業者及び施設に関する事務
（都道府県事務）

6. 保健福祉事業に関する事務

7. 市町村介護保険事業計画の策定に係る事務

8. 会計等に関する事務

○ 費用の負担

9. 条例・規則等に関する事務

○ 介護保険に固有の条例の制定等

主な市町村事務（続）

4. 保険給付に関する事務

(1) 新予防給付の実施

※ 平成18年4月実施を原則とするが、地域支援センターの体制が整わない等の市町村においては、平成19年度末までの2年間で、条例で定める日から施行

(2) 現物給付の審査・支払（国保連に委託）

○ 地域密着型介護サービス費、特定入所者介護サービス費の支給等、給付対象サービスの種類の追加・改正

(3) 市町村特別給付

5. 事業者及び施設に関する事務

(1) 地域密着型サービス、介護予防支援（介護予防マネジメント）等に対する指定・指導監督

(2) 事業者への立入権限等の付与

(3) 都道府県知事が介護保険施設等の指定等を行う際の意見提出

6. 地域支援事業及び保健福祉事業に関する事務

○ 地域支援事業として、介護予防事業、包括的支援事業その他の事業を実施

○ 地域包括支援センターの設置に関する事務の実施

7. 市町村介護保険事業計画の策定に係る事務

○ 認知症対応型共同生活介護等に係る必要利用定員総数、地域支援事業等に関する事項の追加

8. 会計等に関する事務

○ 費用の負担

9. 条例・規則等に関する事務

○ 介護保険に固有の条例の制定等

※ 市町村が認定調査の実施等その事務の一部を「指定市町村事務受託法人」に委託できる制度を創設

○ 現行制度

主な都道府県事務

1. 市町村支援に関する事務
 - (1) 保険者支援
 - (2) 介護認定審査会の共同設置等の支援
 - (3) 都道府県介護保険事業支援計画の策定及び市町村介護保険事業計画作成に対する助言
 - (4) 介護保険審査会の設置・運営
2. 事業者・施設指導に関する事務
 - (1) 事業者・施設の指定、指導監督等
3. 介護支援専門員の登録等に関わる事務
 - (1) 介護支援専門員の登録の管理
 - (2) 介護支援専門員登録証明書の交付に関する事務
 - (3) 介護支援専門員の試験及び研修の実施（指定法人に委託が可能）

○ 制度見直し後

主な都道府県事務

1. 市町村支援に関わる事務
 - (1) 保険者支援
 - (2) 介護認定審査会の共同設置等の支援
 - (3) 都道府県介護保険事業支援計画の策定及び市町村介護保険事業計画作成に対する助言
 - (4) 介護保険審査会の設置・運営
2. 事業者・施設指導等に関わる事務
 - (1) 介護予防サービスを含め、事業者・施設の指定、指導監督等
 - (2) 指定更新の事務
 - (3) 市町村が行う地域密着型特定施設入居者生活介護の指定に際しての助言・勧告等
 - (4) 指定市町村事務受託法人の指定に関する事務
3. 介護サービス情報の公表の事務
 - (1) 介護サービス事業者の調査及びその結果の公表（指定法人に委託が可能）
 - (2) 介護サービス情報の公表に関する事業者に対する指導・監督
4. 介護支援専門員の登録等に関わる事務
 - (1) 介護支援専門員の登録の管理
 - (2) 介護支援専門員証の交付に関する事務
 - (3) 登録更新の事務
 - (4) 介護支援専門員の試験及び研修の実施（指定法人に委託が可能）
 - (5) 更新研修の実施（指定法人に委託が可能）

主な都道府県事務（続）

4. 財政支援に関する事務
 - (1) 費用の負担
 - (2) 財政安定化基金の設置・運営

5. 都道府県介護保険事業支援計画の策定に係る事務

6. その他の事務
 - (1) 国保連の指導監督



主な都道府県事務（続）

5. 財政支援に関わる事務
 - (1) 費用の負担等
 - (2) 財政安定化基金の設置・運営

6. 都道府県介護保険事業支援計画の策定に係る事務
 - 介護サービス情報の公表等に関する事項の追加

7. その他の事務
 - (1) 国保連の指導監督
 - ※ 国保連の役職員に守秘義務を規定

住所地特例の見直しについて

(※今国会に提出した介護保険法等の一部を改正する法律案の概要)

1. 住所地特例対象の見直し

(1) 養護老人ホーム

【現状】

- 老人福祉法に基づき養護老人ホームへ入所措置がとられた者については、養護老人ホームの所在地にかかわらず、措置市町村が措置費を負担することとしているが、施設所在地の市町村の行う介護保険の被保険者とされているため、居住地の市町村以外の場所の養護老人ホームに入所措置がとられた者にとっては、保険者となる市町村と、措置費を負担する市町村が異なることとなる。
- 更に、当該者が要介護状態となり養護老人ホームから退所し、介護保険施設に入所することにより住所を変更した場合、それまでは措置市町村等が措置費用を負担していたにもかかわらず、当該施設から介護保険施設入所後の介護費用に関しては住所地特例により当該施設所在市町村の負担となっている。

(例) 以下のような場合、現行では養護老人ホームに入所した際、B町の被保険者となる。しかしながらA町の措置で入所していた者がB町の養護老人ホームを退所後、C町の介護保険施設に入所することにより、B町が退所後の介護給付まで行うこととなっている。

	(A町)		(B町)		(C町)
居所	自宅	→	養護老人ホーム	→	介護老人福祉施設
住所	自宅	→	養護老人ホーム	→	介護老人福祉施設
保険者	A町	→	B町	→	B町
措置費	A町	→	A町		

【見直し等】

- 今般の見直しにおいて、養護老人ホームに入所している要支援・要介護の者は、外部から介護保険サービスを利用できるように見直す予定であるが、その際の介護費用は、措置を行った市町村が負担することが適当である。また、養護老人ホーム所在地の市町村が、当該施設入所者の退所後の介護費用を負担することは、適切な費用負担の関係から問題がある。
- このため、他市町村にある養護老人ホームに入所措置がとられたため、当該養護老人ホームの所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者については、住所変更前の市町村が行う介護保険の被保険者とする^{こととし}、養護老人ホームに住所地特例を適用する。

(2) 介護専用型特定施設のうち、入居定員が30人以上のもの

【現状】

- 特定施設入所者生活介護はサービス量が急増しているが、他市町村から転入してサービスを利用する者が相当数あり、また特定施設には大規模なものもあるため、施設所在地の市町村の保険財政に影響が生じている。

【見直し等】

- 介護専用型特定施設のうち、入居定員が30人以上のものについては、他市町村からの転入による給付費の増について施設所在市町村の財政影響を考慮する必要があるため、住所地特例を適用することとする。
- なお、介護専用型特定施設は、要介護者のみではなく、その配偶者等も入居する場合があるが、こうした保険財政に影響を与えない者については、住所地特例を適用しない。

(3) 特別養護老人ホーム

【現状】

- 今般の見直しにおいて、入所定員が29人以下の特別養護老人ホーム（「地域密着型介護老人福祉施設」）にて行われる介護は、地域密着型サービスに分類されることになるが、当該サービスについては、市町村が事業者を指定する等により、自市町村のサービス量を調整することが可能となることから、給付費について他市町村が負担することとなる住所地特例を適用することは適当ではない。

【見直し等】

- このため、地域密着型介護老人福祉施設については、住所地特例を適用しないこととする。（その他の地域密着型サービスについても同様の理由により住所地特例の対象としない。）

※ 改正後の「介護老人福祉施設」は定義規定により入所定員30人以上であるものとしており、規定上「介護老人福祉施設」の文言は変わらない。

2. **経過措置**

- 住所地特例の対象施設の見直しに伴い、附則において以下の経過措置を講じるものとする。
 - ・ 見直し後の住所地特例の規定は、施行日（平成18年4月1日）以後に住所地特例対象施設に入所等をする者に対し適用する。
 - ・ 施行日において現に養護老人ホームに入所している者は、施行日以後は入所措置を行った市町村が行う介護保険の被保険者とする。
 - ・ 今般の改正により小規模（入所定員が29人以下）の介護老人福祉施設については、住所地特例の対象から外れることとなるが、施行日において現に当該施設に入所している者は、引き続き入所前の市町村の行う介護保険の被保険者とする。

保険者機能の強化等

(※ 今国会に提出した介護保険法等の一部を改正する法律案の概要)

1. サービス面への関与

- (1) 地域密着型サービスに対する指定・指導監督等
- (2) 都道府県の事業者指定に当たっての意見提出
 - 都道府県知事は、介護保険施設、特定施設入居者生活介護その他の居宅サービスの指定等をしようとするときは、関係市町村長に対し相当の期間を指定して、関係市町村の介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めることとする。

2. 保険者による給付等のチェックの強化

- (1) 事業者への立入権限等の付与
 - 市町村長は事業者に対し
 - ① 報告・帳簿書類の提出を命じ、
 - ② 出頭を求め、
 - ③ 当該職員の関係者に対して質問させ、
 - ④ 事業所に立ち入り、その設備又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- (2) 指定取消要件に該当した事業者の都道府県への通知
 - 市町村は、指定事業者について、指定取消要件等に該当すると認めるときは、その旨を都道府県知事に通知する。

3. 保険者事務の外部委託に関する規定の整備

- (1) 趣旨
 - 介護保険業務に精通し、公正な立場で事業実施できる公益的法人（「市町村事務受託法人」）に認定調査などの保険者事務の一部を委託できるよう、当該法人の役職員の守秘義務等の規定を整備する。
- (2) 指定市町村事務受託法人の概要
 - 保険者事務を適正に実施することができると認められる法人を都道府県が指定し、市町村が当該法人に事務を委託。
 - 具体的な事務としては、
 - ① 認定調査（新規、更新等）
 - ② サービス担当者に対する文書その他の物件の提出の求め等
 - 守秘義務規定、公務員みなし規定、公示規定、守秘義務違反の罰則を規定。

旧措置入所者に係る利用者負担軽減措置について

1. 新たな申請・認定行為の必要性について

今国会に提出している「介護保険法施行法の一部を改正する法律案」が可決、施行された場合の取扱いは、以下のとおりである。

要介護旧措置入所者は、平成 17 年 4 月 1 日以後も利用者負担の軽減措置の適用を受けることとなるが、平成 17 年 4 月 1 日以後に経過措置の適用を受けるために新たに特定標準負担額減額認定等の申請を行う必要はない。

なお、平成 17 年 3 月末での経過措置終了を見込み、認定証の有効期限を平成 17 年 3 月末としている市町村においては、例年通り現在交付している認定証を平成 17 年 5 月末まで有効なものとして取扱って差し支えない。

その際、当該市町村においては、介護老人福祉施設や減免認定を受けている被保険者など関係者に対して十分に周知されたい。

(上記内容につき、別途通知を発出の予定)

2. 居住費・食費の見直しによる影響について

今国会に提出している「介護保険法等の一部を改正する法律案」においては、平成 17 年 10 月より、施設給付等にかかる居住費・食費の見直しを行うこととしている。

当該見直しが行われた場合でも、旧措置入所者については、新たに創設する補足給付の額の特例を設け、要介護旧措置入所者が負担する 1 割負担、食費、居住費の合計額が引き続き介護保険法施行前の費用徴収額を上回らないよう負担軽減を図ることを予定している。

1. 制度改革に伴い都道府県・市町村において準備が必要な事項
 - (2) 介護保険関係システムの変更について

1 制度改革に伴い都道府県・市町村において準備が必要な事項

(2) 介護保険関係システムの変更について

介護保険関係システムに対し、改正内容を反映させるための改修を行い、改正後の制度運営を適正かつ円滑に実施する必要がある。

介護保険制度においては、事務の効率化を図るため、国が様式や事務フローを提示した上で、指定事業者の管理、被保険者の管理、介護報酬の審査支払業務など、事務の電子化が図られているところであり、見直し内容の詳細については、今後、法案の審議等、検討状況に応じて随時お示しすることとしたい。

各都道府県におかれては、システム改修に要する予算の確保並びに補助金の交付等について、管内市町村等へ周知を図るとともに、事業の円滑な実施に向けて特段のご配慮をお願いしたい。

○ 都道府県及び市町村（保険者）における主な改修内容は以下のとおり。

《都道府県システム》については、

都道府県が指定、台帳管理を行う事業者情報等の管理システムに関して、システム改修が必要となる。

具体的には、

- ① 介護サービスの質の向上を図るため、サービス提供事業者の指定の更新制導入に伴う、指定有効期間等の管理
- ② 悪質な事業者の排除を図る観点から、指定に当たっての欠格要件が見直しされることに伴い、申請者の取消履歴、役員取消履歴等の情報管理
- ③ ケアマネジャーの資質の向上を図るため、居宅介護支援専門員の更新制の導入に伴う、居宅介護支援専門員情報（個人識別番号等）の管理
- ④ 国保連合会が行う介護報酬の審査・支払業務の実施に必要な事業者情報の管理及びデータの授受（インタフェース）の変更等を予定している。

《市町村（保険者）システム》については、

市町村が認定、台帳管理を行う被保険者情報及び給付実績情報等の管理システムに関して、システム改修が必要となる。

また、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスの提供を可能とするための「地域密着型サービス」の創設にかかる対応が新たに必要となる。

具体的には、

- ① 保険料の設定方法の見直し（新第2段階の創設）に伴う、納付管理システムの改修
- ② 特別徴収の対象となる年金給付の拡大（遺族年金、障害年金）及び捕捉回数数の複数化（年6回）等に伴い、被保険者情報等の管理及び年金保険者

への情報提供に係るシステム改修

- ③ 地域密着型サービスの創設に伴い、市町村が指定する事業者情報の台帳管理
- ④ 国保連合会が行う介護報酬の審査・支払業務の実施に必要な受給者情報の管理及びデータの授受（インタフェース）の変更等を予定している。

○ システム改修経費の国庫補助額については以下のとおり。

【配分の目安について】

介護保険制度改正に伴い都道府県及び市町村等（保険者）が行う介護保険関係システムの改修経費については、国として一部補助をおこなうべく、必要な予算の確保を図ったところである。

国の補助額については、国保連合会における審査支払業務に必要なデータの管理及びデータの提供に必要な改修経費を基本（保険者等が固有のオプションとして保有している独自システムへの改修経費は含まない。）とし、国の予算額を勘案して、都道府県、市町村の規模により概ね次の額を目安として考えている。ただし、全国の協議状況等を勘案して、最終的に補助額を決める予定であり、当該目安で示されている補助額については、変更があり得るので、あらかじめご了承ください。

《都道府県システムの改修経費》については、

1 都道府県当たり、事業費ベースで340万円を基本とし、サービス事業所数等を勘案し、最少の都道府県で約360万円、最大で800万円程度と見込んでいる。

○都道府県システム改修経費

都道府県の規模の区分	単 価	国の補助額の目安
サービス事業所数 15,000 程度の都道府県	80円	2,900千円
〃 10,000 〃	80円	2,500千円
〃 5,000 〃	80円	2,100千円
〃 3,000 〃	80円	1,900千円
〃 1,000 〃	80円	1,800千円

※国の補助割合は1/2として計算

(計算式)

(定額)

$$\text{補助額} = 170 \text{ 万円} + (\text{サービス事業所数} \times 1 \text{ 事業所あたり単価}(80 \text{ 円}))$$

《市町村（保険者）システムの改修経費》については、

改正項目の実施時期等を考慮し、平成17年度及び平成18年度の2ヶ年に分割して確保することとしている。

例えば、特別徴収の事務改善（対象者の捕捉回数の複数回化 平成18年10月実施）に係る市町村と年金保険者とのデータ授受の変更に伴う改修は、18年度において確保することとしている。

平成17年度における配分の目安としては、1市町村等（保険者）当たり、事業費ベースで100万円を基本とし、第1号被保険者数等を勘案し、最少の市町村等で100万円、最大で670万円程度と見込んでいる。

○市町村等システム改修経費

市町村等の規模の区分	単 価	国の補助額の目安
1号被保険者が150,000人程度の市町村	5円	1,250千円
〃 80,000人 〃	7円	1,060千円
〃 30,000人 〃	7円	710千円
〃 10,000人 〃	7円	570千円
〃 5,000人 〃	7円	540千円
〃 1,000人 〃	7円	510千円

国の補助割合は1/2として計算

（計算式）

（定額）

$$\text{補助額} = 50 \text{万円} + (1 \text{号被保険者数} \times 1 \text{被保険者あたり単価}(5 \sim 7 \text{円}))$$

【交付方法について】

補助金の交付については、都道府県とりまとめのうえ、市町村（保険者）からの申請に基づき交付するものとし、申請の対象、申請手続き等については、後日、お知らせすることとします。

なお、国庫補助額は事業費の1/2となり、実際のシステム改修に用する事業費が上記の額より低い場合はその額となります。

